

保 体 第 4 0 号  
令和 3 年 4 月 2 7 日

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」の延長に伴う対応  
について (通知)

宮城県における、まん延防止等重点措置を実施すべき区域としての指定期間が、令和3年5月11日(火)まで延長されることとなりました。この措置に伴い、宮城県独自の緊急事態宣言も5月11日(火)まで延長されております。

県立学校においては、これまでも感染予防対策を講じていただいているところですが、引き続き、下記のとおり、感染対策を十分に講じた上で、教育活動等を実施していただくようお願いいたします。

記

- 1 各学校の教育活動等においては、令和3年3月30日付けス号外「年度始めの新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について (通知)」で記載した対策を徹底した上で実施するようお願いいたします。
- 2 部活動については、「部活動での指導ガイドライン (平成30年3月発行宮城県教育委員会)」を踏まえた各校のガイドラインの内容を遵守いただくとともに、引き続き、校内のみの活動とし、練習試合等は自粛するようお願いいたします。また、地域の感染状況によっては、時間短縮で活動するなどの検討もお願いいたします。

問合せ

保健体育安全課・学校保健給食班	服部	022-211-3666
〃 学校体育班	一條	022-211-3667
高校教育課・教育指導班	菊田	022-211-3624
特別支援教育課・教育指導班	杉浦	022-211-3647